

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港税務

香港政府は 2019/20 課税年度の利得税を減免する

2020年2月26日に発表された2020/21年度の財政予算案の中で、陳茂波財政長官は20,000香港ドルを上限として2019/20課税年度の利得税の100%を減免するという優遇措置を提案しました。

今回の利得税減免措置は2019/20課税年度の利得税に対するものです、即ち、決算期が2019年4月1日から2020年3月31日までである会社は2019/20課税年度に利得税減免優遇を享受できます。納税者は通常通りに納税申告書に記入するだけで、提案された減免措置に対する特別の申請を提出する必要がありません。当該提案は立法議会の審議・可決を経てから発効する必要がありますけど、過去の経験によると可決される可能性が高いです。

1. 香港の税制

香港は源泉地主義を採用し、即ち香港を源泉とする所得にしか課税されなく、香港以外の地方を源泉とする所得に課税されません。当該税制は簡単且つ低税率です。

香港税務局は香港本土で行う事業(業界、専門或いは業務を含む)により得られた所得に利得税を課します。即ち香港で発生した所得又は香港から得られた所得のみが利得税の課税対象となります。簡単に言えば、誰でも香港で商売を行います、その所得が香港以外の地方から得られると、香港で利得税を納める必要がありません。

2. 香港利得税の課税範囲

香港「税務条例」によって、下記の要件を満たす場合は利得税の納税義務が生じることとされています。

- (1) 事業活動(業界、専門或いは業務を含む)が行われていること;
- (2) 利益が香港における当該事業活動から生じたものであること;
- (3) 利益が香港において生じ、又は獲得されるものであること。

2. 香港利得税の課税範囲—続

法人、パートナーシップ、受託者又は団体を含む全ての人が香港において事業活動(業界、専門或いは業務を含む)を行い、且つ当該事業活動から生じた課税所得(会社の株の売買から得た収益を除く)を得る場合は、利得税の納付が必要です。課税対象は香港居住者と非香港居住者の区別がありません。従って、香港居住者は香港以外からの所得について税金を納める必要がありません;逆に非香港居住者は香港で生じた所得について税金を納めなければなりません。業務が香港で運営されるか否か及び所得が香港から得られるか否かは、企業の運営事実に基づいて判定されます。香港以外で生じた関連所得を当該企業の香港にある自社口座に送金しても、納税が必要ではありません。

3. 香港利得税の二級制税率

国際競争力を高め及び経済発展を促進するために、香港政府は一般法人に適用される税率 16.5%及び法人以外の事業に適用される標準税率 15%を維持する上で、2018 年 4 月 1 日から利得税の二級制を導入しました。香港法人初回 200 万香港ドルの課税所得に対する利得税税率は 8.25%に引き下げられ、その後の所得は 16.5%で課税します。独資或いはパートナーシップを含む非法人業務に対しては、二級制の利得税税率は 7.5%(初回 200 万香港ドルの課税所得)及び 15%(後の所得)です。

簡単に言えば、香港利得税の税率は大体三種類に分けられます。その 1 は法人に適用される税率 16.5%であり、その 2 は法人以外の業務に適用される標準税率 15%であり、その 3 は規定の要件に合致して適用される二級制の税率です。具体的には以下の香港利得税の税率表をご参照ください。

表 1: 香港法人に適用される利得税税率

税率種類	課税年度	税率	
法人税率	2008/09 及びその後	16.5%	
二級制の税率	2018/19 及びその後	課税所得が HK\$2,000,000 を超えない	8.25%
		課税所得が HK\$2,000,000 を超える部分	16.5%

3. 香港利得税の二級制税率—続

表 2: 香港法人以外の業務に適用される利得税税率

税率種類	課税年度	税率	
標準税率	2008/09 及びその後	15%	
二級制の税率	2018/19 及びその後	課税所得が HK\$2,000,000 を超えない	7.5%
		課税所得が HK\$2,000,000 を超える部分	15%

香港税務局は 2020 年 4 月の第 1 週に業務が活躍している法人とパートナーシップに 2019/20 課税年度の利得税申告書を発行しました。利得税申告書を受け取った全ての納税者は指定期限終了前に本法人或いはパートナーシップの経営状況によって利得税申告書の記入・申告を完成し及び相応の利得税税金を納付しなければなりません。納税者が利得税申告書を受け取らないが、業務開始或いは再開による課税所得(前累計欠損金を控除しない)を得る場合は、会社が関連課税年度の課税期間(会計期間)終了後の四ヶ月以内に税務局に書面で通知しなければなりません。

納税者の会計期間が違いますから、申告書に記載されている課税期間も異なっています。例えば、啓源会計事務所の決算期は 3 月 31 日であり、即ち当事務所の 2019/20 課税年度利得税申告書に記載された課税期間は 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までです。当事務所は関連要件に合致する場合に利得税の二級制の税率を適用できます。

4. 香港が数年来実行した利得税減免措置

経済発展を促進するために、香港特別行政区政府は中小企業を支援し、及び「民に富む」という理念を推進します。毎年財政予算中で当年の財政黒字額に基づきその一部分を企業及び個人の税金減免支出に充てることは提案されて、且つ当該減免措置も立法議会に可決されていました。当事務所は、クライアントの参考に供するために、香港特別行政区政府が六年間実行した利得税関連減免措置を列挙しました。

表 3: 香港税務局が近年来実行した利得税減免措置(2013/14 課税年度から)

課税年度	利得税減免措置
2019/20	利得税税金の 100%を減免できます、減免上限は 20,000 香港ドルです(当該提案は立法議会の審議・可決を経てから発効する)
2018/19	利得税税金の 100%を減免できます、減免上限は 20,000 香港ドルです

4. 香港が数年来実行した利得税減免措置—続

表 3: 香港税務局が近年来実行した利得税減免措置 (2013/14 課税年度から)—続

課税年度	利得税減免措置
2017/18	利得税税金の 75%を減免できます、減免上限は 30,000 香港ドルです
2016/17	利得税税金の 75%を減免できます、減免上限は 20,000 香港ドルです
2015/16	利得税税金の 75%を減免できます、減免上限は 20,000 香港ドルです
2014/15	利得税税金の 75%を減免できます、減免上限は 20,000 香港ドルです
2013/14	利得税税金の 75%を減免できます、減免上限は 10,000 香港ドルです

5. 香港利得税の計算実例

「例 1」 ある法人は 2019/20 課税年度の課税所得が 300,000 香港ドルであり、二級制税率の要件に合致することを仮定し、且つ課税所得が 2,000,000 香港ドルを超えない場合は、直接に 8.25%税率で課税し、利得税が 24,750 香港ドルとなります。2019/20 年度に利得税の 100%が減免される場合は、「24,750 香港ドルの 100%(24,750 香港ドル)」と「減免上限 20,000 香港ドル」のうち低金額 20,000 香港ドルが減免された後、税金は 4,750 香港ドルとなります、計算は以下通りです。

2019/20			2019/20
課税所得			利得税
(香港ドル)			(香港ドル)
300,000	初回 2,000,000	@8.25%	24,750
0	残額	@16.5%	0
			24,750
<u>100%減免</u>	24,750(24,750@100%) 或いは上限 20,000, 低金額を基準とする		(20,000)
			<u>4,750</u>

5. 香港利得税の計算実例一統

「例 2」ある法人は 2019/20 課税年度の課税所得が 2,600,000 香港ドルであり、二級制税率の要件に合致することを仮定し、且つ課税所得の初回 2,000,000 香港ドルが 8.25%税率で課税し、その残額 600,000 香港ドルが 16.5%税率で課税する場合は、利得税が 264,000 香港ドルとなります。2019/20 年度に利得税の 100%が減免される場合は、「264,000 香港ドルの 100%(264,000 香港ドル)」と「減免上限 20,000 香港ドル」のうち低金額 20,000 香港ドルが減免された後、税金は 244,000 香港ドルとなります、計算は以下通りです。

2019/20 課税所得 (香港ドル)			2019/20 利得税 (香港ドル)
2,000,000	初回 2,000,000	@8.25%	165,000
600,000	残額	@16.5%	99,000
2,600,000			264,000
<u>100%減免</u>	264,000 (264,000@100%) 或いは上限 20,000, 低金額を基準とする		(20,000)
			244,000

「例 3」あるパートナーシップは 2019/20 課税年度の課税所得が 300,000 香港ドルであり、二級制税率の要件に合致することを仮定し、且つ課税所得が 2,000,000 香港ドルを超えない場合は、直接に 7.5%税率で課税し、利得税が 22,500 香港ドルとなります。2019/20 年度に利得税の 100%が減免される場合は、「22,500 香港ドルの 100%(22,500 香港ドル)」と「減免上限 20,000 香港ドル」のうち低金額 20,000 香港ドルが減免された後、税金は 2,500 香港ドルとなります、計算は以下通りです。

2019/20 課税所得 (香港ドル)			2019/20 利得税 (香港ドル)
300,000	初回 2,000,000	@7.5%	22,500
0	残額	@15%	0
			22,500
<u>100%減免</u>	22,500 (22,500@100%) 或いは上限 20,000, 低金額を基準とする		(20,000)
			2,500

5. 香港利得税の計算実例一統

「例 2」ある法人は 2019/20 課税年度の課税所得が 2,600,000 香港ドルであり、二級制税率の要件に合致することを仮定し、且つ課税所得の初回 2,000,000 香港ドルが 8.25%税率で課税し、その残額 600,000 香港ドルが 16.5%税率で課税する場合は、利得税が 264,000 香港ドルとなります。2019/20 年度に利得税の 100%が減免される場合は、「264,000 香港ドルの 100%(264,000 香港ドル)」と「減免上限 20,000 香港ドル」のうち低金額 20,000 香港ドルが減免された後、税金は 244,000 香港ドルとなります、計算は以下通りです。

2019/20			2019/20
課税所得 (香港ドル)			利得税 (香港ドル)
2,000,000	初回 2,000,000	@7.5%	150,000
600,000	残額	@15%	90,000
2,600,000			240,000
<u>100%減免</u>	240,000 (240,000@100%) 或いは上限 20,000, 低金額を基準とする		(20,000)
			<u>220,000</u>

6. 香港オフショア所得免税の申請

香港は源泉地主義を採用し、香港を源泉とする所得にしか課税されなく、香港以外を源泉とする所得に利得税を納める必要がありません。簡単に言えば、香港本土における経営でなく即ちオフショア経営により得られた所得については香港利得税を納める必要がなく、即ちオフショア所得非課税となります。

当該税制のもとで、香港以外の企業或いは非香港居住者は香港において会社を設立し、オフショア経営方式で合法的な国際貿易及び商業活動を行い、それにより香港世界金融センターと国際自由貿易港を利用し且つ税負担の軽減を享受できます。

香港税務条例によると、香港本土における会社がオフショア所得免税の申請を行うことはずっと認められて、任意の人も「税務条例」に記載されている規定に基づき税務局局長に事前に判定申請を提出できます。香港税務局は、脱税防止のためにオフショア所得免税の申請を慎重且つ厳しく審査します。当事務所は、税務リスクを避け、且つ企業経営税負担を軽減できるために税務計画及び専門的な意見が経験豊富なプロ税理士によって提供されるとお勧めします。利得税に関するお問い合わせを歓迎します。

香港オフショア所得の利得税免税の申請については、「香港会社がオフショア方式で運営される税制概要」をご参照ください。

啓源は、利得税関連資料を準備・提出する前に専門的な税務コンサルタントと相談するとお勧めします。ご質問がございましたら、啓源の税理士にお気軽にお問い合わせください。

顔漢彬 Benjamin HP Yen

税務パートナー

T: +852 2270 9768

E: benjamin.yen@kaizencpa.com

王嘉欣 Vicki Wong

税務マネージャー

T: +852 2270 9725

E: vicki.wong@kaizencpa.com

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

免責事項

当事務所は、本稿を通して一般的な情報を提供することを目的としており、本稿をご利用された方に対し、具体的な案件に関するアドバイスを提供するものではありません。本稿に記載されている情報等に基づいて被ったとされるいかなる損害についても、当事務所は一切責任を負いません。